

令和8年度宮城県ものづくり産業 海外販路開拓支援事業補助金 募集開始のお知らせ!

宮城県では、県内事業者の海外における新たな販路開拓を支援する「宮城県ものづくり産業海外販路開拓支援事業補助金」の対象事業者を募集しています。海外ビジネス展開の一助としてご活用ください。

■対象事業者 ※(1)~(4)をすべて満たす事業者

- (1)中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項各号に掲げる者であって、宮城県内に登記簿上の本店又は事業所を有すること
- (2)製造業（食品を除く）を主たる事業として営む者であること
- (3)自らが製造した製品について、上記本店又は事業所が主体として、海外で販路開拓等の計画を有すること
- (4)みなし大企業でないこと

■対象事業

- (1)海外で開催される商談会・展示会等への出展
- (2)海外で開催される学術会議での発表
- (3)海外企業との商談
- (4)海外向け販売促進媒体の作成



■対象経費

旅費、通訳雇用費、出展費、輸送費、販促媒体作成費

■補助上限額

一者あたり**50万円**以内

※上限額に達するまで複数回の申請可能

■補助率

1/2

■募集締切

令和9年**2月12日**（金）

※予算額に達し次第、募集を締め切ります。

■申請方法

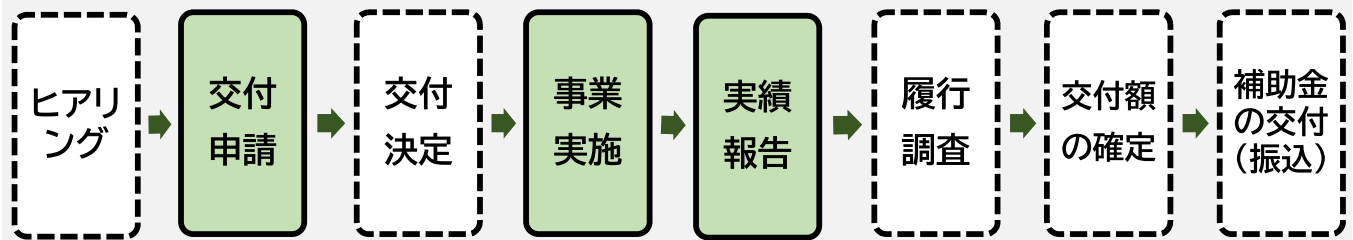
みやぎ電子申請システムLoGoフォーム

※詳細は裏面のURLまたは二次元コードからご確認ください。

■補助金交付までの流れ

申請者が実施

県が実施



■留意事項

- 申請前に渡航計画等の**ヒアリング**を実施しております。申請を検討されている事業者の方は、まずは下記お問い合わせ先までご連絡ください。
- 海外渡航に伴う費用の補助を希望する場合（(1)～(3)の対象事業を実施する場合は、**渡航日の3週間前まで**を目安に申請書をご提出ください。
- 補助対象となるのは、交付決定日から令和9年3月1日(月)までの間に補助事業を完了し、支払いまで終了した分です。
- 実績報告は事業完了日から30日以内または令和9年3月1日(月)のいずれか早い日までにご提出いただく必要があります。
- **補助事業の着手(航空券の購入等)は、原則交付決定後に行う必要があります。**ただし、やむをえない事情等がある場合、「交付決定前着手届」を提出することにより、交付申請から交付決定までの期間の着手が可能となりますが、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自己責任となりますのでご注意ください。
- 同一の内容(経費)に対する国や県、市町村又はその他団体等による補助金・交付金等との併用は認めません。
- 詳細につきましては、県ホームページをご確認ください。
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kokusaibiz/r8kaigaihanrokaitakuhojokin/boshu.html>



お問い合わせ先

担当部署：宮城県 経済商工観光部 国際ビジネス推進室
国際ビジネス推進第一班
住 所：仙台市青葉区本町三丁目8-1 行政庁舎14階
電話番号：022-211-2962 FAX：022-268-4639